

奨学のための給付金 リーフレット

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する**給付金**です。

対象となる 世帯年収

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯
(住民税所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯)
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯
(住民税所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯)

※ 「住民税所得割」とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割のことをいいます。
※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

※支給対象には年収以外にも要件があります。詳しくは県HP等を確認してください。

令和8年度の給付額

給付額 (年額)		生活保護世帯・ 住民税非課税世帯	所得割額が 100円以上 105,500円未満	所得割額が 105,500円以上 182,500円未満
生活保護世帯		52,600円		
上記以外 の世帯	全日制 等	152,000円	50,670円	38,000円
	通信制	52,100円	17,370円	13,030円

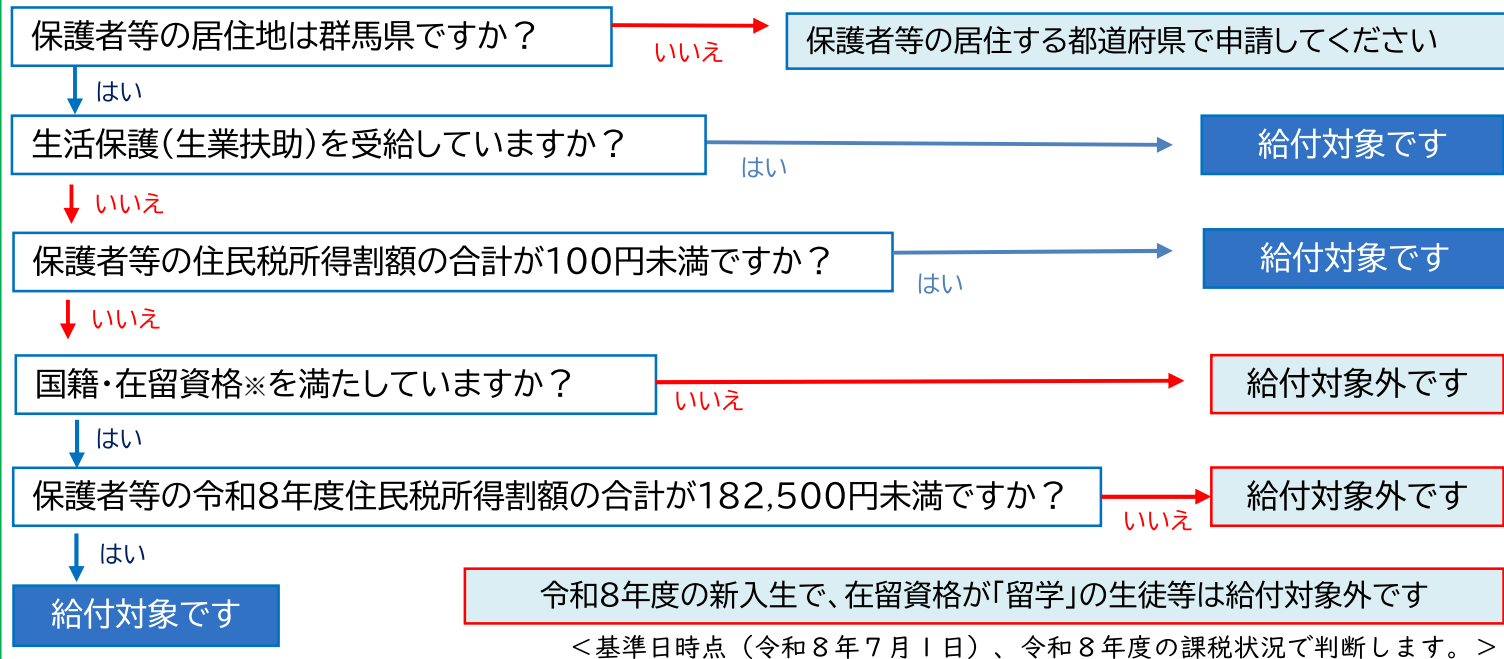
お申し込み

- 群馬県内の高校等**
提出先：在籍している高等学校等
締切：学校ごとに異なります（学校にお問い合わせください）
- 群馬県外の高校等**
提出先：群馬県庁 私学・青少年課
締切：9月30日 ※家計急変世帯の最終受付は令和9年1月29日

詳しくは、**群馬県ホームページ**をご確認ください。



給付対象確認フロー



※ 高校生等が日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

世帯年収は、保護者等全員の**令和8年度住民税（道府県民税・市町村民税）所得割額の合計額**により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定。

参考：道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の確認方法（例）

- マイナポータル ※マイナポータルの操作はデジタル庁HPなどをご確認ください。
- 納税通知書（自営業の方）
- 特別徴収税額決定・変更通知書（給与所得者）
- 課税証明・非課税証明（有料）

家計急変支援について

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの**家計急変事由が発生**したことで、**従前得ていた収入を得ることができない場合**に支援を受けることができます。
- 家計急変事由が発生した場合、**速やかに群馬県または学校へ相談**して下さい。

主な要件	対象となる家計急変事由に該当	給付額	7月1日までの家計急変	年額を給付
	世帯年収が所得要件相当まで減少 ※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。		7月2日以降に家計急変	年額を月割りにした額を給付

※生活保護（生業扶助）受給世帯は、補助対象になりません。

※世帯構成及び家計急変日等によって、収入基準や給付額が異なります。